

令和4年の交通事故について

	江東区内			東京都内		
	発生件数	死者数	負傷者数	発生件数	死者数	負傷者数
令和4年	1,250	2	1,348	30,170	132	33,429
令和3年	998	8	1,108	27,598	133	30,836
増減	+252	-6	+240	+2,572	-1	+2,593

区内の交通死亡事故

1. 車道を自転車で走行していた80代の男性が、交差点において左折待ちしていた自動車の右側を通行しようとしたところ、同車のドアミラーに接触して転倒し、後方から走行してきたバスと衝突し、亡くなりました。
2. 道路をバイクで走行していた50代男性が、前方を進行していたトレーラーを左側から追い抜こうとした際に、進行方向左側の縁石に衝突し単独で転倒し、同車と衝突し、亡くなりました。

区内の自転車事故

令和4年中、区内では**679件**の自転車の関与する交通事故が発生し、死者数は1名、負傷者数は643名でした。
令和3年と比較すると、死者数(1名)は同数で、発生件数(503件)と負傷者数(472名)はそれぞれ増加しました。

関係実施機関・団体の推進事項

江東区

- 広報活動の推進及び関係機関・団体との連絡調整
- 職員に対する交通安全運動の趣旨徹底
- 道路使用の適正化推進
- 道路上工事施工箇所の安全点検及び道路交通安全施設等の点検整備
- 高齢者への交通安全意識の推進
- 福祉会館・老人福祉センターにおける交通安全指導と啓発活動の実施
- 保育園における交通安全教育の推進及び保護者に対する交通安全啓発活動の実施
- 自転車用ヘルメットの購入費用助成及び自転車点検整備費用助成

江東区教育委員会・私立幼稚園協会

- 幼児・児童・生徒等への交通安全指導と学級活動・児童会・生徒会活動等における交通安全活動への支援
- 通学路の安全点検
- 児童館・江東さっずクラブにおける交通安全指導の実施
- 警察署の協力・指導を得た交通安全実践活動の推進

各警察署・各交通安全協会

- 広報紙・広報車等での広報啓発活動
- 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 重大交通事故に直結する悪質違反の取締り強化
- 各種行事の開催
- 交通街頭活動の強化

深川・城東消防署

- 応急手当等の普及指導
- 交通事故防止の普及啓発の推進

東京国道事務所・東京都第五建設事務所・東京港管理事務所

- 交通安全施設の点検・整備の実施
- 道路使用の適正化の指導

運輸関係機関(東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・東京都交通局・東京地下鉄(株)・東京臨海高速鉄道(株)・(株)ゆりかもめ)

- お客様に対する安全の確保と交通安全啓発活動の実施
- 職員に対する交通安全運動の趣旨徹底

深川警察署・深川交通安全協会行事

- 5月12日 自転車交通安全キャンペーン(木場公園前交差点)
- 5月16日 高齢者交通安全キャンペーン(門前仲町交差点)
- 5月19日 二輪車ストップ作戦(木場公園前交差点)

城東警察署・城東交通安全協会行事

- 5月15日 砂町中学校生徒による街頭活動(丸八橋南詰 他3か所)
- 5月17日 カーネーション作戦(砂町小学校通学路)
- 5月18日 トラックストップ作戦(新砂1丁目)

東京湾岸警察署・東京湾岸交通安全協会行事

- 5月12日 飲酒運転撲滅キャンペーン(管内飲食店)
- 5月16日 自転車ヘルメットをかぶろうキャンペーン(イオン東雲店前)
- 5月17日 トラックストップ作戦(千石橋北・東雲交差点)

区役所のホームページでは、交通安全に関する情報を発信しています。下記よりアクセスできますのでご覧ください。



春の全国交通安全運動



交通安全啓発動画リンク集

令和5年

推進要領

春の江東区交通安全運動

5月11日(木)～5月20日(土)



自転車は**車道が原則**で、**左側を通行**してください。

13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が自転車を運転する場合等は、**例外**として歩道を通行することができます。その場合は、必ず**歩行者優先**で、**車道寄りを徐行**してください。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止し、歩行者に危険がおよぶ場合は自転車から降りて歩いてください。

東京都のスローガン

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

運動の目的

交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組みに参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

- 重点① こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 重点② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 重点③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 重点④ 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底
- 重点⑤ 二輪車の交通事故防止

交通事故死
ゼロを目指す日
5/20(土)

江東区・江東区交通安全協議会



交通安全宣言のまち 江東区

重点① こどもを始めとする歩行者の安全の確保

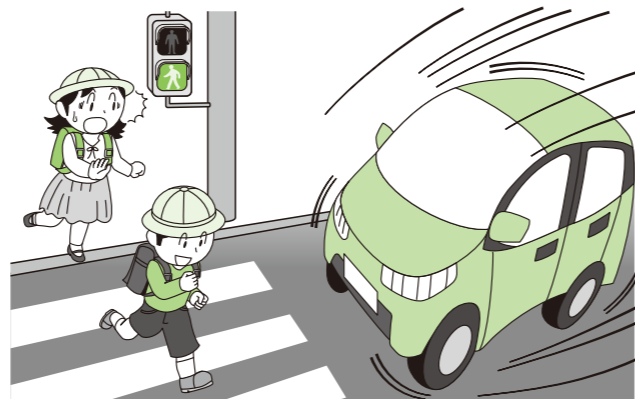
大人の方へ

- こどもは大人を見ています。まずは、皆さんが交通ルールを守り、こどもたちにお手本を見せてください。
- 保護者の方は通学路やこどもの行動範囲にある道路と一緒に歩き、危険箇所(見通しの悪い交差点等)について一緒に考え、安全確認の方法を教えてください。



全ての歩行者の方へ

- 令和4年の都内における状態別交通事故死者数では、歩行者が約4割と最も多く、そのうち6割が65歳以上の高齢者でした。
- 青信号で横断歩道を横断するときであっても、安全であるとは限りません。周りの安全確認をして、自動車が止まっているか、運転者が自身に気付いているかしっかりと確認してから横断してください。
- 視界が悪くなる夕暮れ時や夜間は、交通事故が多発する傾向にあります。明るく目立つ色の服装や反射材を身に付ける等して、運転者に自身の存在を知らせて事故の未然防止に努めてください。



重点② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

全ての運転者の方へ

- 交通ルールを遵守し、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転してください。
- 信号機のない横断歩道で、横断しようとしている歩行者等がいるときは、必ず停止線等の直前で一時停止し、当該歩行者等の通行を妨げないようにしてください。
- 全ての座席でシートベルトを着用し、6歳未満のこどもを自動車に乗せる場合は、チャイルドシートを正しく使用してください。



ダイヤモンドの先には横断歩道があります。

高齢運転者の方へ

- 加齢に伴い、個人差はあるものの、視力・聴力・認知判断力等、身体機能が低下し、とっさの判断や行動ができにくくなります。走り慣れた道路でも安全確認を徹底し、適度な緊張感を持って運転してください。
- 運転に自信が無くなったり、運転が心配と言われたりしたら、運転免許の自主返納をお考えください。自主返納した方は、身分証明書として利用できる「運転経歴証明書*」の申請をすることができます。詳しくは運転免許試験場や警察署へお問い合わせください。

※身分証明書としての利用は、一部対応していない機関があります。



悪質・危険運転の根絶

- 飲酒(酒酔い・酒気帯び)運転や妨害(あおり)運転、スマートフォンを使用しながら等の(ながら)運転は、全て犯罪です。例えば、酒酔い運転の場合は「免許取消し」の上、「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」が科せられます。
- 車を運転する人に酒を勧めること、飲酒している人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。

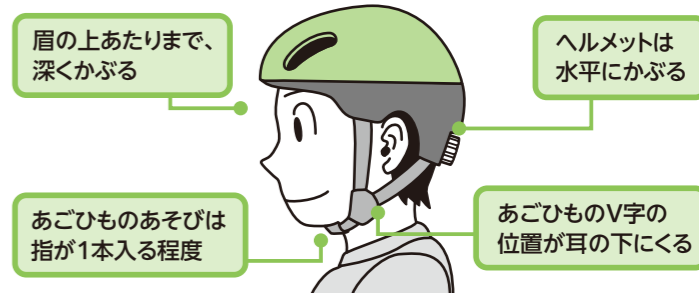
重点③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車を利用される方へ

- 道路交通法が一部改正され、令和5年4月1日より、自転車乗車時のヘルメット着用努力義務が、現在の「13歳未満」から「全年齢」に拡大されました。自転車事故で亡くなられた方の多くが「頭部」に致命傷を負っています。ヘルメットを正しくかぶり、大切な頭部を守ることに努めてください。
- 自転車は「車両」の仲間です。『自転車安全利用五則』や交通ルールを守って利用してください。
- 傘差し運転やスマートフォン、イヤホン等を使用しながらの運転、いわゆる「ながら運転」は自身だけでなく、周囲の人にけがを負わせてしまうことがあり大変危険です。違反した場合は「5万円以下の罰金」が科せられます。絶対にやめてください。
- 東京都では、全ての自転車利用者における対人賠償保険等*の加入が義務となっています。事故を起こした際は、自分がけがをするだけでなく、相手にけがを負わせてしまうことがあります。これらの場合に備えて、保険等に加入してください。

※自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済

ヘルメットの正しいかぶり方



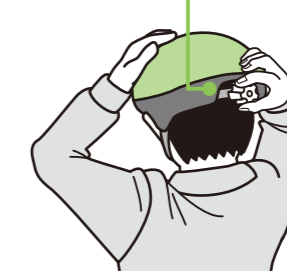
眉の上あたりまで、深くかぶる

ヘルメットは水平にかぶる

あごひものあそびは指が1本入る程度

あごひものV字の位置が耳の下にくる

後頭部にアジャスターがある場合は、よりフィットさせるように調整



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

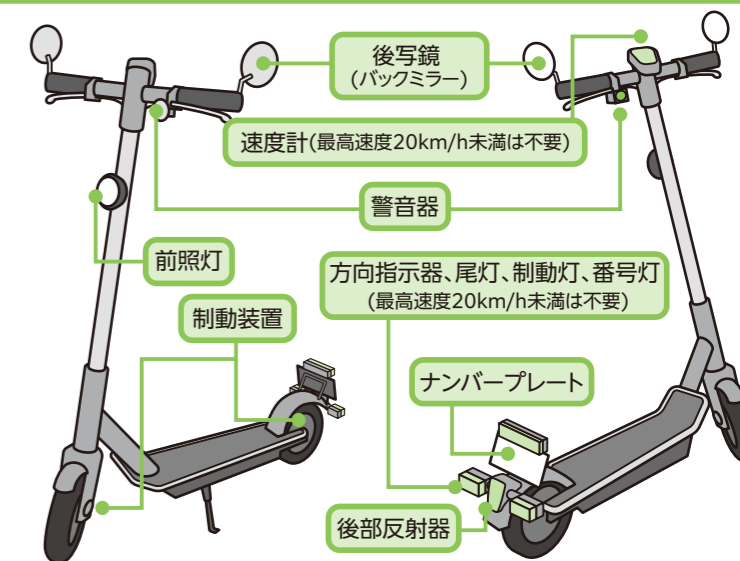
重点④ 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

電動キックボードを利用される方へ

電動キックボードは、道路交通法及び道路運送車両法において「原動機付自転車」に該当するため、以下のルール等が義務付けられています。

- 運転免許が必要です。
- 車道を通行してください。(歩道は通行不可)
- ヘルメットを正しく着用してください。
- 制動装置や前照灯、後写鏡等を備えてください。
- 自動車損害賠償責任保険・共済への加入が必要です。
- ナンバープレートを取り付けてください。
- 飲酒運転は違反です。

※道路交通法の改正により7月1日から利用ルールの変更が予定されています。詳しくは区HP等をご覧ください。



後写鏡(バックミラー)

速度計(最高速度20km/h未満は不要)

警音器

前照灯

方向指示器、尾灯、制動灯、番号灯(最高速度20km/h未満は不要)

制動装置

ナンバープレート

後部反射器

重点⑤ 二輪車の交通事故防止

二輪車を利用される方へ

- スピードの出しすぎや急な進路変更、すり抜け等の危険運転は、重大事故を誘発します。常に細心の注意を払い、適度な緊張感とゆとりを持って運転してください。
- ヘルメットのあごひものは、指が一本入る程度に締めるのが適正です。ヘルメットを正しく着用して頭部を守るとともに、胸部・腹部を守るプロテクターも着用して身体を守ることに努めてください。
- 二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、交差点やカーブの手前では十分に速度を落とす等、安全運転を心掛けてください。

